

証券コード 4594
2026年6月4日
(電子提供措置の開始日 2026年6月3日)

株 主 各 位

神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目25番22号
ブライトパス・バイオ株式会社
代表取締役社長 永井 健一

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

(<https://www.brightpathbio.com/ir/news.html>)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記の東京証券取引所ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名 (会社名)」に「ブライトパス・バイオ」又は「コード」に当社証券コード「4594」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご覧ください。

なお、本総会は決議事項がございませんので、議決権行使書に代えて出席票を本招集ご通知とあわせてお送りしております。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月25日(木曜日) 午前10時
(受付開始：午前9時15分)
2. 場 所 東京都千代田区隼町1番1号
ホテルグランドアーク半蔵門 3階 華の間
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第23期(2025年4月1日から2026年3月31日まで) 事業報告及び計算書類報告の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知と合わせてお送りしております出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎定時株主総会終了後の会社説明会の開催を予定しておりますので、引き続きご参加いただきますようお願い申し上げます。なお、会社説明会については、後日当社ウェブサイト (<https://brightpathbio.com>) より映像配信いたします。
- ~~~~~

事業報告

〔2025年4月1日から〕
〔2026年3月31日まで〕

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の概況

①事業の経過及びその成果

当事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）は、世界経済はインフレ圧力の緩和や主要国の金融政策の動向により、緩やかな回復基調を維持していますが、一方で依然として変動性が高い状況も継続しています。

我が国の経済は、国内外の景気回復の兆しを背景に、民間消費や設備投資が緩やかに持ち直しつつあります。一方で、国際情勢の不確実性や地政学的リスクの高まりに加え、物価上昇や金融資本市場の変動等により、依然として先行き不透明な状況が継続しています。特にバイオテクノロジー企業を取り巻く資金調達環境は、国内外の金利動向や投資家のリスク選好の変化等の影響を受け、引き続き慎重な状況が継続しています。

当社は、2025年度におきましては、第17回乃至第20回新株予約権を発行して資金を調達し、主にCAR-ipsNKT細胞療法の2026年度から予定している米国臨床試験の準備に投じ、事業化に向けて着実に前進しました。

細胞医薬

〔iPS細胞由来再生NKT細胞療法：BP2201〕

BP2201 (iPS-NKT) は、がん細胞の殺傷を含め多面的な抗腫瘍効果をもつナチュラル・キラーT (NKT) 細胞¹⁾を、iPS細胞技術を使って大量製造し、作り置きしたうえでがん治療に用いる新規の他家細胞医薬候補です。

国立大学法人千葉大学において、世界初のiPS-NKTを用いた頭頸部がん患者を対象とする医師主導の第I相臨床試験（2020年6月開始）が実施され、2024年1月に終了しました。主要評価項目である忍容性および安全性に問題がないこと、並びに腫瘍増殖抑制例を含む初期的な臨床活性の確認が示され、「Nature Communications」誌2025年12月30日版で報告されています。

本治験で用いられた非遺伝子改変iPS-NKT細胞は、いろいろながん種のがん抗原に対するCAR（キメラ抗原受容体）遺伝子を導入した、新たな遺伝子改変iPS-NKT細胞医薬へ展開する土台/プラットフォームとなり、幅広いがん種と世界の幅広い地域への展開を可能にします。

当社は、開発元の国立研究開発法人理化学研究所（以下「理研」）からのiPS細胞由来

NKT細胞 (iPS-NKT) のCAR-T (キメラ抗原受容体遺伝子改変T細胞療法) をはじめとする他家細胞療法使用を広範かつ排他的に保護する特許 (日米欧で登録済み) の独占使用権を取得しています。

[iPS細胞由来BCMA CAR-NKT細胞療法：BP2202]

BP2202 (BCMA CAR-ipsNKT) は、非遺伝子改変iPS-NKT細胞に多発性骨髄腫の目印 (抗原) となるBCMA (B細胞成熟抗原) を認識するキメラ抗原受容体 (CAR: Chimeric Antigen Receptor) を発現させがん細胞殺傷能を高めた新規の他家CAR-T細胞療法²です。

2026年度から米国における臨床試験実施を予定しており、米国食品医薬品局(FDA)に対する開始申請(IND)の最終段階に入っております。

BP2202は、これまで医薬品として承認されている自家CAR-T細胞に用いられる患者自身のT細胞の代わりに、健康人ドナーから作製した他家のiPS細胞由来NKT細胞を用いることによって作り置きが可能になったCAR-T細胞医薬品であることを特徴とします。臨床試験を通して検証されている作用メカニズムを有する細胞医薬の細胞部分を、患者自身のT細胞から、より利便性の高い他家NKT細胞に切り替えていくコンセプトで開発を進めています。

当社は2023年5月にSTAR-CRISPR™遺伝子編集技術をライセンス導入し、固形がんを含む様々な適応症に対して高度な遺伝子組換え型CAR-ipsNKT細胞療法プログラムを創出することが可能となりました。現在その先駆けの製品として、多発性骨髄腫治療薬候補となるBCMA CAR-ipsNKT (BP2202)の開発を進めています。

これまでにマスターiPSセルバンクの構築と、マスターiPSセルバンクからNKT細胞への分化誘導を行う製造工程の確立を終えています。後者については、当社で確立した高純度かつ高増殖の製造工程を、iPS細胞治療薬製造の先進企業で3Dバイオリアクターを用いる製造プラットフォームを有するCellistic社に移管し、より優れた製造工程を確立しました。

同プログラムは、2025年7月に米国食品医薬品局 (FDA) より多発性骨髄腫を対象疾患とする希少疾病用医薬品 (オーファンドラッグ) に指定されています。

[HER2 CAR-T細胞療法：BP2301]

BP2301は、様々な固形がんを高発現するHER2を標的とするCAR-T細胞療法です。

現在、国立大学法人信州大学においてHER2陽性の再発・進行骨・軟部肉腫及び婦人科悪性腫瘍を対象とする遺伝子改変HER2 CAR-T細胞の臨床第I相医師主導治験を継続しております。

これまで血液がんを標的とするCAR-T細胞療法は、優れた臨床効果が臨床試験で示され、承認されてきました。しかし、より患者数の多い固形がんへの展開においては、血液がんのような有効性を示すことができていません。投与されたCAR-T細胞が、免疫抑制的な腫瘍微

小環境において疲弊して機能を喪失し、十分に臨床効果を発揮できないからと考えられています。

この課題を解決するために、BP2301では、体内での優れた複製能と長期生存能を特徴とし、それによって腫瘍微小環境における疲弊抵抗性と持続的抗腫瘍効果が期待される幹細胞様免疫記憶型（ステムセル・メモリー・フェノタイプ）細胞を多く含むCAR-T細胞を用いる技術の開発に成功しました。

これは、国立大学法人信州大学の中沢洋三教授の非ウイルス遺伝子導入法に基づき、中沢教授及び同大学柳生茂希教授と新規の細胞培養法を共同開発したことによって可能になりました。

本製造方法は、国内、中国、及び米国にて特許査定を受けています。

抗体医薬

抗体医薬では、腫瘍組織においてがん細胞を排除する免疫の働きを抑制する免疫チェックポイント分子³もしくは免疫調整分子に結合し、その機能を阻害する抗体の開発を進めています。

CD39分子とTIM-3分子を双方発現する免疫細胞においてこれらを同時に阻害する抗CD39×抗TIM-3二重特異性抗体BP1212、がん細胞上に発現するCD39分子とT細胞上に発現するCD3分子双方を標的とするT細胞エンゲージャーBP1223を開発パイプラインとして有します。

BP1212は、固形がんを対象に、腫瘍組織内の樹状細胞が陥る免疫抑制状態を解除し、抗腫瘍T細胞免疫を誘導させるものです。この作用メカニズムを裏付ける非臨床試験データを、2025年6月に開催された学会Immune Response in Cancer and Infection (IRCI) 2025において発表しております。

またBP1223は、急性骨髄性白血病を対象に、がん細胞が発現するCD39を標的に、T細胞に活性化刺激を入れながらがん細胞に接近させ、がん細胞を殺傷させる作用メカニズムのものです。急性骨髄性白血病を対象とする薬効薬理試験及び作用機序解析を国立がん研究センター東病院と共同で進めており、研究成果の一部を2024年12月開催の米国血液学会にて発表しました。

これらの結果、当事業年度につきましては、売上高は84千円（前年同期の売上高は1,133千円）、営業損失は1,295,001千円（前年同期の営業損失は1,160,918千円）、経常損失は1,293,533千円（前年同期の経常損失は1,147,879千円）、当期純損失は1,304,951千円（前年同期の当期純損失は1,151,149千円）となりました。

②設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は、591千円であり、その主な内訳は、BP1212の研究開発用設備の購入によるものであります。

③資金調達の状況

2024年6月19日開催の取締役会決議に基づき発行された第18回新株予約権（行使価額修正条項付）は2025年7月3日に、同じく2024年6月19日開催の取締役会決議に基づき発行された第19回新株予約権（行使価額修正条項付）は2025年7月9日に権利行使が完了しました。第18回新株予約権及び第19回新株予約権が行使されたことにより、当事業年度においては20,900,000株を新規に発行して1,064百万円を調達しました。

また2025年11月21日開催の取締役会決議に基づき発行された第20回新株予約権（行使価額修正条項付）は2026年3月4日に権利行使が完了しております。第20回新株予約権が行使されたことにより、27,500,000株を新規に発行して1,682百万円を調達しました。

（2）財産及び損益の状況

区 分	第20期 (2023年3月期)	第21期 (2024年3月期)	第22期 (2025年3月期)	第23期 (当事業年度) (2026年3月期)
売 上 高 (千円)	5,280	72	1,133	84
当 期 純 損 失 (△) (千円)	△1,485,633	△1,168,082	△1,151,149	△1,304,951
1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	△24.90	△18.21	△14.12	△11.70
総 資 産 (千円)	1,701,444	1,230,257	1,120,612	2,604,864
純 資 産 (千円)	1,567,541	978,987	924,987	2,368,452
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	24.60	13.52	9.98	16.91

（3）重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、新規がん免疫治療薬の創出を事業目的としています。がん細胞を殺傷する免疫の仕組みを利用した治療薬を開発領域とし、早期の開発段階を手掛け、製薬企業へのライセンスアウトを主な収益化の方法とする事業モデルを採っています。持続的な企業価値の向上を図るうえで、当社が対処すべき課題として認識している事項は、以下のとおりです。

①各開発パイプラインの次の開発段階への移行

当社は、資金や人的リソースを効率的に活用して研究開発を推進するために共同開発パートナーやアカデミア等の連携先と綿密なコミュニケーションをとり、協業を進めることが既存の開発パイプラインの価値を高め、次の開発段階へと進捗させる原動力と認識しています。当社はパイプライン別に他社の開発動向を精査したうえで競争力を保ちつつ開発を進めるための戦略・戦術を策定し、製薬企業等へのライセンスアウトを模索しております。

開発品	作用機序/標的	がん種	探索	非臨床	PI	PII
細胞医薬						
BP2201	iPS細胞由来再生NKT細胞	頭頸部がん				
BP2202	iPS細胞由来BCMA CAR-NKT	多発性骨髄腫				
BP2301	HER2 CAR-T	骨軟部肉腫 婦人科がん				
抗体医薬						
BP1212	CD39×TIM-3	固形がん				
BP1223	CD39×CD3	急性骨髄性白血病				

②競争力のあるパイプラインのポートフォリオ構築

当社は、現時点では新薬候補を後期臨床試験に至る前に製薬企業にライセンスアウトする事業モデルを採っています。ライセンスを成功させるためには当該新薬候補がその時点でサイエンスの面で陳腐化してはならず、さらになん免疫療法は全医薬品業界の成長を牽引する領域であるからこそ日進月歩でサイエンスが進んでいるため、当社は常に同分野全体のサイエンスが向かう方向性と進捗をみながら、各パイプラインの開発ステージを探索から非臨床試験、そして臨床試験へと一定期間内に上げて行くとともに、必要に応じてパイプラインの入れ替えを図っていくことを求められています。

③最先端のサイエンスへのアクセスを可能とする研究開発体制の構築

当社が関わるがん免疫療法は、医薬品業界の成長を牽引するとともにサイエンスが日進月歩で進展する領域であるため、社内に専門性の高い研究員と充実した研究施設を有することが不可欠で、常にこれを向上させていく必要があります。

用語解説

*1 (NKT細胞)

ナチュラル・キラー (NK) 細胞とT細胞の特徴を併せもち、自然免疫と獲得免疫の橋渡しをする役割をもつ免疫細胞。がん細胞をT細胞受容体やNK細胞受容体を通して直接殺傷する能力をもつと同時に、T細胞受容体を通して樹状細胞など他の免疫細胞を活性化させる作用をもつ。活性化すると、多様なサイトカインを産生し、自然免疫系に属するNK細胞の活性化と樹状細胞の成熟化を促す。成熟した樹状細胞は、さらに獲得免疫系に属するキラーT細胞を増殖・活性化させることで、相乗的に抗腫瘍効果が高まる。

*2 (CAR-T細胞療法)

Chimeric Antigen Receptor T-cell Therapy：キメラ抗原受容体遺伝子導入T細胞療法。がん細胞が発現する抗原を認識するキメラ抗原受容体を、T細胞（抗腫瘍免疫をもつリンパ球の一種）に遺伝子導入し、培養で増殖させて投与する治療法。

*3 (免疫チェックポイント分子)

免疫恒常性を保つために自己に対する免疫応答を抑制するとともに、過剰な免疫反応を抑制する分子群のこと。がん免疫においては、過剰な活性化によって自己を攻撃するのを防ぐために存在しているが、発がん過程では、がん細胞が免疫系からの攻撃を回避し増殖するために利用される。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社の主要な事業内容は、がん免疫療法にかかる治療薬の開発・研究業務、免疫測定検査の受託業務であります。当社は、医薬品開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

(6) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

本店 (川崎創薬研究所／細胞技術研究所)	神奈川県川崎市
本社事業所	東京都千代田区

(7) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
23名 (一名)	1名減 (1名減)	48.6歳	5.9年

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員) は最近1年間の平均人員を () 内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 221,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 138,891,300株
- (3) 株主数 39,166名
- (4) 大株主 (上位10位)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
楽天証券株式会社共有口	3,441,200	2.47
株式会社SBI証券	3,423,094	2.46
上田八木短資株式会社	2,800,000	2.01
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	1,857,304	1.33
日本証券金融株式会社	1,457,400	1.04
松井証券株式会社	1,449,900	1.04
マネックス証券株式会社	1,143,971	0.82
妹尾 浩弥	1,000,000	0.71
三菱UFJeスマート証券株式会社	796,000	0.57
GMOクリック証券株式会社	664,000	0.47

(注) 大株主の当社に対する持株比率は、自己株式 (81株) を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している新株予約権の状況

新株予約権の名称		第10回新株予約権
発行決議日		2016年8月15日
新株予約権の数		545個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 54,500株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり82,000円 (1株当たり820円)
権利行使期間		2018年8月16日から 2026年8月15日まで
行使の条件		(注)
役員 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 425個 目的となる株式数 42,500株 保有者数 1名
	社外取締役	—
	監査役	新株予約権の数 80個 目的となる株式数 8,000株 保有者数 1名

(注) 主な行使の条件は以下のとおりです。

1. 新株予約権の割当時において、当社の取締役、監査役又は従業員であった者については、権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかであることを要する。但し、任期満了による退任又は定年退職の場合は、その地位に該当しなくなった時点から2年経過した日又は上記行使期間の最終日のいずれか早く到来する日において、未行使の新株予約権全部を放棄するものとする。
2. 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
3. その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

2024年6月19日開催の取締役会決議に基づき発行された第18回新株予約権（行使価額修正条項付）は2025年7月3日に、同じく2024年6月19日開催の取締役会決議に基づき発行された第19回新株予約権（行使価額修正条項付）は2025年7月9日に権利行使が完了しました。

また2025年11月21日開催の取締役会決議に基づき発行された第20回新株予約権（行使価額修正条項付）は2026年3月4日に権利行使が完了しております。

新株予約権の名称	第18回新株予約権
新株予約権の数	120,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 12,000,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり8円（1株当たり0.08円）
新株予約権の払込期日	2024年7月5日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	当初行使価額 1株につき62円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の終値の96%に相当する金額に修正されるが、その価額が下限行使価額（32円）を下回る場合には、下限行使価額とする。
権利行使期間	2024年7月8日から 2026年7月7日まで
行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。 その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「ブライトパス・バイオ株式会社第17回新株予約権、第18回新株予約権、第19回新株予約権買取契約証書」に定めるところによる。
割当先	エボ・ファンド

新株予約権の名称	第19回新株予約権
新株予約権の数	90,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 9,000,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり4円(1株当たり0.04円)
新株予約権の払込期日	2024年7月5日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	当初行使価額 1株につき64円 行使価額は、割当日の翌取引日に初回の修正がなされ、以後3取引日が経過する毎に修正される。修正日に、修正日に先立つ3連続取引日の終値の単純平均値の100%に相当する金額に修正されるが、その価額が下限行使価額(32円)を下回る場合には、下限行使価額とする。
権利行使期間	2024年7月8日から 2027年7月7日まで
行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。 その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「ブライトパス・バイオ株式会社第17回新株予約権、第18回新株予約権、第19回新株予約権買取契約証書」に定めるところによる。
割当先	エボ・ファンド

新株予約権の名称	第20回新株予約権
新株予約権の数	275,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 27,500,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり5円(1株当たり0.05円)
新株予約権の払込期日	2025年12月8日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	当初行使価額 1株につき59円 行使価額は、割当日の翌取引日に初回の修正がなされ、以後1取引日が経過する毎に修正される。修正日に、修正日の直前取引日の終値の100%に相当する金額に修正されるが、その価額が下限行使価額(30円)を下回る場合には、下限行使価額とする。
権利行使期間	2025年12月9日から 2027年12月8日まで
行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。 その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「ブライトパス・バイオ株式会社第20回新株予約権買取契約証書」に定めるところによる。
割当先	フィリップ証券株式会社

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	永 井 健 一	
取 締 役	中 村 徳 弘	
取 締 役	山 田 亮	久留米大学先端癌治療研究センター 学長直属特命教授／名誉教授 日本がん免疫学会アドバイザー 株式会社A&Aラボ 代表取締役
取 締 役	竹 内 弘 高	一橋大学 名誉教授 インテグラル株式会社 社外取締役 国際基督教大学 理事長 一般社団法人野中インスティテュート・オブ・ナレッジ
常 勤 監 査 役	岸 野 努	
監 査 役	阿 部 武 敏	
監 査 役	山 口 芳 泰	TMI総合法律事務所 パートナー

- (注) 1. 取締役 竹内弘高氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 岸野努氏、阿部武敏氏及び山口芳泰氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 岸野努氏は、株式会社日本政策投資銀行における長年の勤務期間があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役 竹内弘高氏及び監査役 阿部武敏氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第30条第2項、同第41条第2項及び会社法第427条第1項に基づき社外取締役及び社外監査役の全員と責任限定契約を締結しておりますが、その内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、取締役及び監査役が職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、限度額を超える部分については責任を負わないとするものです。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、全ての取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該契約の内容の概要は以下のとおりです。

- ① 被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等の損害を填補の対象としております。ただし、被保険者による不当な利益供与に起因する損害等又は被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。
- ② 当該契約の保険料は全額当社が負担しています。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(ア) 当該方針の決定の方法

報酬等の決定に関する基本方針及び取締役が受ける個人別の報酬等の基本方針を2021年2月12日に開催した取締役会において決定いたしました。

(イ) 当該方針の内容の概要

- i 当社の役員報酬制度は、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大に向けて健全なインセンティブとして機能し、株主及び従業員に対する説明責任を果たしうる公正で合理性の高い制度とする。
- ii 当社の取締役の報酬は、優秀な人材が確保できる報酬内容で、かつ取締役が、その職務である経営監督機能を十分に発揮できるのに相応しい報酬内容とする。
- iii 当社の取締役の報酬は固定基本報酬のみとする。
- iv 当社の取締役の個人別の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、当社の重要な経営指標の達成状況、従業員給与の水準、他社の水準も考慮し、総合的に判断し決定する。

(ウ) 取締役の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会より委任を受けた代表取締役社長が、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行ったうえで、株主総会にて決議された報酬限度額の範囲内で個人別報酬等の内容を決定しており、取締役会も基本的にその内容を尊重し決定方針に沿うものと判断しております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長永井健一が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の職務の内容及び実績・成果等を踏まえた基本報酬額の決定であり、これらの権限を代表取締役社長に委任した理由は、代表取締役社長が当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うのに最も適任であるからです。代表取締役社長によって当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役社長が取締役の個人別の報酬額を決定するにあたっては、社外取締役を含む全ての取締役の意見を聴取し、それらの意見を考慮することにしております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	対象となる役員の員数 (名)	報酬等の総額 (千円)
取締役 (うち社外取締役)	5 (1)	78,490 (8,500)
監査役 (うち社外監査役)	3 (3)	14,400 (14,400)
合計 (うち社外役員)	8 (4)	92,890 (22,900)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額（使用人分給与は含まない）は、2015年6月29日開催の第12回定時株主総会において年額200,000千円以内（当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2015年6月29日開催の第12回定時株主総会において年額30,000千円以内（当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名）と決議いただいております。
3. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	竹内 弘高	インテグラル株式会社	社外取締役	当社とインテグラル株式会社、国際基督教大学及び一般社団法人野中インスティテュート・オブ・ナレッジとの間に重要な取引その他の関係はありません。
		国際基督教大学	理事長	
		一般社団法人野中インスティテュート・オブ・ナレッジ	代表理事	
監査役	山口 芳泰	TMI 総合法律事務所	パートナー	当社とTMI 総合法律事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席の状況 (出席回数)	主な活動状況 (社外取締役については期待される役割 に関して行った職務の概要を含む)
社外取締役	竹内 弘高	取締役会 12回中12回	ハーバード大学経営大学院教授、一橋大学大学院国際企業戦略研究科長を歴任し、その企業戦略における深い知見に基づき質問・提言を適宜行う等積極的に発言を行っております。
社外監査役	岸野 努	取締役会 12回中12回 監査役会 13回中13回	財務及び会計に関する専門的な知見に基づき、取締役会の意思決定の適正性を確保するため、必要に応じて発言を行っております。また、監査役会において、当社の財務経理業務並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役	阿部 武敏	取締役会 12回中12回 監査役会 13回中13回	企業法務における専門的な知見に基づき、取締役会の意思決定の適正性を確保するため、必要に応じて発言を行っております。また、監査役会において、当社の法務及びコンプライアンスについて、適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役	山口 芳泰	取締役会 12回中12回 監査役会 13回中13回	弁護士として培ってきた豊富な経験・見地から取締役会の意思決定の適正性を確保するため、必要に応じて発言を行っております。また、監査役会において、当社の法務及びコンプライアンスについて、適宜、必要な発言を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第46条及び会社法第427条第1項に基づき会計監査人と責任限定契約を締結しておりますが、その内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、会計監査人の職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、限度額を超える部分については責任を負わないとするものです。

(3) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,210千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,210千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を確認し、妥当性を検証した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は、以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - i 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会決議等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
 - ii 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務を執行するよう監督する。
 - iii 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行う。
 - iv 取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画に従い、監査役の監査を受ける。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
株主総会及び取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令並びに当社が定める文書管理規程等の関連規程に従い、適切に記録し定められた期間これを保存する。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - i 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する事項を取締役会規程に定めるとともに、社内規程において明確化された適切な職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行うものとする。
 - ii 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ確かな経営情報把握に努める。
- ④ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - i 取締役会は、当社における法令等遵守の徹底及び不正行為の防止等を図るために、コンプライアンスに係る規程を制定し、使用人の職務が法令及び定款に適合するための体制を整備する。
 - ii 当社は、コンプライアンスに反する事態が発生した場合又はそのおそれが生じた場合は、直ちに代表取締役社長、取締役会、監査役会に報告される体制を構築する。
 - iii 内部監査担当者は、使用人が法令及び定款並びに社内諸規程に準拠した業務執行を行っているかを定期的に監査し、監査結果について使用人に対し講評するとともに、代表取締役社長に対し監査報告を行う。
 - iv 当社は、著しいコンプライアンス違反やそのおそれがある場合に、内外の部署又は専門家（常勤監査役・内部監査担当・弁護士）に、匿名で相談・申告できる相談窓口を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。

- ⑤ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- i 代表取締役社長は、管理部長をリスク管理の総括責任者として任命し、リスク管理委員会を設置する。リスク管理委員会は、重要なリスクの把握、分析及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
 - ii 当社は、リスク管理を円滑にするために、リスク管理規程等社内の規程を整備し、リスクに関する役員及び使用人の意識の向上、リスクの早期発見及び未然防止、並びに緊急事態発生時の対応等を定める。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- i 当社は、監査役職務を補助する補助使用人は配置していないが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、補助使用人を任命及び配置することができる。
 - ii 補助すべき期間中は、補助使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。
 - iii 補助使用人の評価は監査役が行い、補助使用人の解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで取締役会が決定する。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- i 監査役及び補助使用人は、取締役会以外の重要な社内会議へ出席することができ、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受けることができる。
 - ii 取締役及び補助使用人は、取締役会に付議する重要な事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する。
 - iii 取締役及び補助使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、すみやかに、これを監査役に報告する。
 - iv 取締役会は、前項に基づき、監査役への報告を行った役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を役職員に周知徹底する。
- ⑧ その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i 監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を開き、当社の対処すべき課題及び監査上の重要課題等について意見交換を実施する。
 - ii 監査役は、会計監査人及び内部監査担当者とも意見交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。

- iii 監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求に応じないことを基本方針とする。また、かかる方針を取締役及び使用人に周知徹底するために「反社会的勢力排除規程」を制定し、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、問題が発生したときには関係行政機関や専門家等と緊密に連絡を取り、速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を内部監査担当者がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

当事業年度においては、当社は従業員に対し、社内コンプライアンス研修を実施しました。今後も引き続き、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行ってまいります。

③ リスク管理体制

当事業年度においては、リスク管理委員会において、主に防災対策の立案や、事業継続計画の整備について議論し、それぞれの対策を実施しました。

④ 内部監査

内部監査担当者が作成した内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施しました。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 上記における記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,554,230	流動負債	161,358
現金及び預金	2,156,198	買掛金	32
売掛金	55	未払金	120,353
前払金	333,381	未払費用	3,183
その他	64,595	未払法人税等	29,140
固定資産	50,634	預り金	3,592
有形固定資産	0	資産除去債務	5,056
建物	0	固定負債	75,053
工具、器具及び備品	0	繰延税金負債	0
無形固定資産	0	退職給付引当金	48,468
ソフトウェア	0	資産除去債務	26,585
投資その他の資産	50,634	負債合計	236,412
差入保証金	50,634	(純資産の部)	
		株主資本	2,348,184
		資本金	2,574,735
		資本剰余金	4,883,269
		資本準備金	2,474,735
		その他資本剰余金	2,408,534
		利益剰余金	△5,109,816
		その他利益剰余金	△5,109,816
		繰越利益剰余金	△5,109,816
		自己株式	△4
		新株予約権	20,268
		純資産合計	2,368,452
資産合計	2,604,864	負債・純資産合計	2,604,864

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		84
売上原価		29
売上総利益		54
販売費及び一般管理費		1,295,055
営業損失(△)		△1,295,001
営業外収益		
受取利息	16	
受取和解金	18,023	
その他	16	18,056
営業外費用		
株式交付費	9,818	
為替差損	6,679	
その他	90	16,588
経常損失(△)		△1,293,533
特別利益		
固定資産売却益	399	399
特別損失		
減損損失	9,398	
その他	0	9,398
税引前当期純損失(△)		△1,302,531
法人税、住民税及び事業税	2,420	2,420
当期純損失(△)		△1,304,951

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	1,199,869	1,099,869	2,408,534	3,508,404	△3,804,864	△3,804,864
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	1,374,865	1,374,865		1,374,865		
当期純損失 (△)					△1,304,951	△1,304,951
自己株式の取得						
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額(純額)						
当期変動額合計	1,374,865	1,374,865	-	1,374,865	△1,304,951	△1,304,951
当 期 末 残 高	2,574,735	2,474,735	2,408,534	4,883,269	△5,109,816	△5,109,816

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当 期 首 残 高	△2	903,407	21,580	924,987
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	-	2,749,730	-	2,749,730
当期純損失 (△)		△1,304,951		△1,304,951
自己株式の取得	△1	△1		△1
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額(純額)			△1,312	△1,312
当期変動額合計	△1	1,444,776	△1,312	1,443,464
当 期 末 残 高	△4	2,348,184	20,268	2,368,452

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～15年

工具、器具及び備品 2～15年

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。

(2) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額（簡便法）に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 表示方法の変更

貸借対照表関係

前事業年度において、「その他」に含めておりました「前払金」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

3. 会計上の見積りの変更

資産除去債務の見積りの変更

当事業年度において、建物賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退去時に必要とされる原状回復費用に関する新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行いました。

この見積りの変更による増加額8,807千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、この変更に伴い計上した有形固定資産については減損損失8,807千円を計上しており、当該見積りの変更により、当事業年度の税引前当期純損失は8,807千円増加しております。

4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	385,381千円
----------------	-----------

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び数

普通株式	138,891,300株
------	--------------

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び数

普通株式	81株
------	-----

(3) 当事業年度末における発行している新株予約権（行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	56,500株
------	---------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	8,409千円
退職給付引当金	15,252千円
繰越欠損金	4,269,156千円
減価償却費	25,241千円
資産除去債務	9,957千円
新株予約権	6,378千円
その他	1,071千円
繰延税金資産小計	<u>4,335,468千円</u>
評価性引当額	<u>△4,335,468千円</u>
繰延税金資産合計	<u>—</u>
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	<u>0千円</u>
繰延税金負債合計	<u>0千円</u>
繰延税金負債純額	<u>0千円</u>

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、設備投資及び短期的な運転資金を自己資金及び社債で賄っております。一時的な余裕資金につきましては安全性の高い短期的な現金及び預金で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、債権管理規程に従い、営業債権について、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。営業債務である買掛金及び未払金は、全て1年以内の支払期日であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額についての該当はありません。現金は注記を省略しており、短期間で決済される金融商品は時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しています。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

項 目	事業年度	
	(自2025年4月1日 至2026年3月31日)	
研究開発収益		84
顧客との契約から生じる収益		84
外部顧客への売上高		84

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

16円91銭

(2) 1株当たり当期純損失(△)

△11円70銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

ブライトパス・バイオ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥見正浩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	廊坊忠彦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ブライトパス・バイオ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第23期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者及びその他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店、本社事業所における業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従い整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月13日

ブライトパス・バイオ株式会社 監査役会

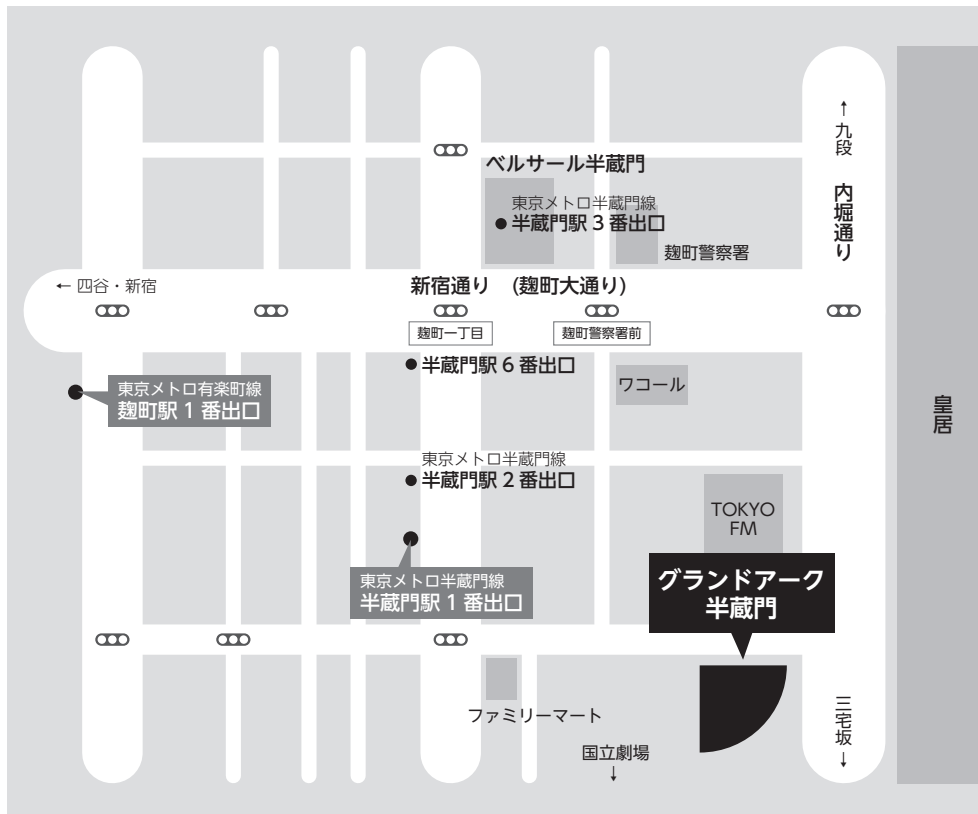
常勤社外監査役	岸 野 努	㊟
社外監査役	阿 部 武 敏	㊟
社外監査役	山 口 芳 泰	㊟

以上

株主総会会場ご案内図

場所：東京都千代田区隼町1番1号
ホテルグランドアーク半蔵門 3階 華の間

電話：03 (3288) 0111



交通 ご案内

- ① 東京メトロ半蔵門線『半蔵門駅』(1番出口) → 徒歩2分
- ② 東京メトロ半蔵門線『半蔵門駅』(6番出口) → 徒歩3分
※地上までエスカレーターとエレベーターが通じています。
- ③ 東京メトロ有楽町線『麹町駅』(1番出口) → 徒歩8分